

「イミシアホス」及び「ジノテフラン」の食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

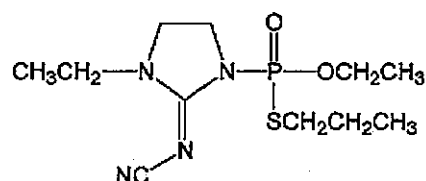
「イミシアホス」については平成18年8月21日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、「ジノテフラン」については同日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) イミシアホス

本薬は殺線虫剤であり、今回ばれいしょ、かんしょ、ニンジン、トマト等への適用が申請されている。

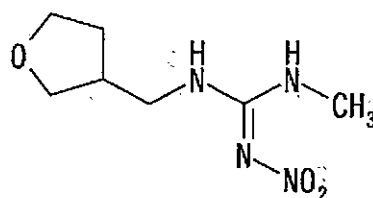
JMPR (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国における登録もされていない。



(2) ジノテフラン

本薬は殺虫剤であり、平成18年8月現在、大豆、はくさい、きゅうり等に登録がある。今回新たにチンゲンサイ、ほうれん草、あんず等への適用が申請されている。

JMPR (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では、米国において登録されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「イミシアホス」及び「ジノテフラン」の食品中の残留基準設定について検討する。